


招集ご通知

証券コード 7404
2020年3月2日

株 主 各 位

東京都昭島市田中町600番地
 **昭和飛行機工業株式会社**
代表取締役社長 田 沼 千 明

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月16日（月曜日）午後5時までに到着するように折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月17日（火曜日）**午後1時**（開場時刻…午後0時）
2. 場 所 東京都昭島市拝島町4017-3
フォレスト・イン 昭和館 1階「桜林」
（裏表紙の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決 議 事 項
 - 第1号議案 資本金の額の減少の件
 - 第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件
 - 第3号議案 剰余金の処分の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎お手数で恐れ入りますが、当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源の節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.showa-aircraft.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎開会間際は混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎臨時株主総会におきましては、おみやげの配付は予定しておりません。
 - ◎定時株主総会とは開始時刻が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

はじめに

ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)(以下「公開買付者」といいます。)が2020年1月23日付けで公表した「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピーによる昭和飛行機工業株式会社普通株式(証券コード7404)に対する公開買付けに関するお知らせ」(以下「公開買付者プレスリリース」といいます。)によれば、公開買付者は、東京証券取引所市場第二部に上場している当社の普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定しております。2020年1月23日付け当社プレスリリース「ビーシーピーイー プラネット ケイマン エルピー(BCPE Planet Cayman, L.P.)による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び応募推奨のお知らせ」等でお知らせしておりますとおり、本公開買付けに関して、当社は、2020年1月23日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議しております。

なお、公開買付者プレスリリースによれば、本公開買付けは、①当社の取締役会において本公開買付けに賛同する旨の意見表明決議がなされ、当該決議が撤回されていないこと、及び当社の取締役会が設置した特別委員会が、当社の取締役会に対して、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものではないことを内容とする意見を答申しており、かつ、かかる答申が撤回されていないこと、②本公開買付け又は株式会社三井E&Sホールディングス(以下「MES」といいます。)による本公開買付けへの応募を制限又は禁止するいかなる司法・行政機関等の判断等がなされておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと、③MESが履行又は遵守すべき公開買付者がMESとの間で2020年1月23日付けで締結した公開買付応募契約上の義務を重要な点において履行していること、④MESの表明保証事項が重要な点において真実かつ正確であること、⑤法令等に基づき必要な届出が完了しており、待機期間も経過していること、⑥2020年3月17日開催予定の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)における議決権その他の権利の行使に関する基準日及び当社株式1株当たり631円(源泉徴収税額控除前)の剰余金の配当(以下「本特別配当」といいます。)に係る基準日をそれぞれ本公開買付けの開始日の前営業日とする基準日の設定及び本臨時株主総会の招集に関する当社の取締役会決議並びに基準日設定公告が適法に行われ、かつ、撤回されておらず、また、当該基準日が適法に到来していること、並びに⑦当社グループの事業等に重大な悪影響を及ぼす事由が発生しておらず、かつ、かかる事由が発生する合理的なおそれもないこと(以下、上記①から⑦までの条件を、「本公開買付開始条件」と総称します。)が充足された場合(但し、本公開買付開始条件の一部又は全部が充足されない

場合においても、公開買付者が自らの判断においてこれを放棄し、本公開買付けを実施することは制限されておりません。)、2020年2月10日に開始される予定とのことでした。

また、公開買付者が2020年2月7日付で公表した「昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けの実施及び『昭和飛行機工業株式会社普通株式（証券コード7404）に対する公開買付けに関するお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けを予定どおり2020年2月10日から開始したとのことです。

当社は、公開買付者からの提案を踏まえて、本取引の一環として、本公開買付けの成立を条件とする本特別配当を行うことを予定しており、本臨時株主総会における第1号議案から第3号議案は、いずれも本特別配当に関する議案としてご提案させていただくものです。

第1号議案及び第2号議案は、本特別配当を行うために必要な分配可能額を確保するため、会社法第447条第1項及び第448条第1項に基づき、資本金、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、減少する資本金及び資本準備金の全額をその他資本剰余金に、また、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金にそれぞれ振り替えることをご提案するものです。

また、第3号議案は、本公開買付けの成立、第1号議案の資本金の額の減少の効力発生並びに第2号議案の資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他利益剰余金のうち別途積立金及び配当準備金の全額を繰越利益剰余金に振り替えるとともに、本特別配当の実施をご提案するものです。

なお、当社は、2020年1月23日開催の取締役会において、本特別配当に関する基準日を2020年2月7日とする旨及び2020年3月期末の剰余金の配当を行わない旨を決議しております。

第1号議案 資本金の額の減少の件

本議案の補足説明は、本招集ご通知3ページの「はじめに」に記載のとおりであります。以下、当該「はじめに」に記載の略語を引用します。

当社は、第3号議案において付議する本特別配当に必要な分配可能額を確保するため、会社法第447条第1項に基づき、資本金を取り崩し、減少する資本金の全額をその他資本剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

本議案に係る資本金の額の減少は、本公開買付けの成立を条件として効力が生じるものいたします。

なお、資本金の額の減少に関する債権者異議申述期間は、2020年3月3日をもって満了する予定です。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額4,949,812,208円のうち200,000,000円を減少し、
4,749,812,208円といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

資本金の減少額の全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2020年3月17日

第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

本議案の補足説明は、本招集ご通知3ページの「はじめに」に記載のとおりであります。以下、当該「はじめに」に記載の略語を引用します。

当社は、第3号議案において付議する本特別配当に必要な分配可能額を確保するため、会社法第448条第1項に基づき、資本準備金及び利益準備金を取り崩し、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の全額を繰越利益剰余金に振り替えさせていただきたいと存じます。

本議案に係る資本準備金及び利益準備金の額の減少は、本公開買付けの成立を条件として効力が生じるものといたします。

なお、資本準備金及び利益準備金の額の減少に関する債権者異議申述期間は、2020年3月3日をもって満了する予定です。

(1) 減少する資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金の額6,218,555,741円のうち4,993,784,930円を減少し、1,224,770,811円といたします。

利益準備金の額564,126,260円のうち564,126,260円を減少し、0円といたします。

(2) 資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本準備金の減少額の全額をその他資本剰余金に、利益準備金の減少額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることといたします。

(3) 資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2020年3月17日

第3号議案 剰余金の処分の件

本議案の補足説明は、本招集ご通知3ページの「はじめに」に記載のとおりであります。以下、当該「はじめに」に記載の略語を引用します。

当社は、公開買付者からの提案及び当社の分配可能額を踏まえつつ、当社の保有する現預金やその事業運営に要する現預金の水準等を勘案した上で公開買付者との協議に基づき、別途積立金及び配当準備金の全額を繰越利益剰余金に振り替えらうと、繰越利益剰余金及びその他資本剰余金を配当原資として、次のとおり本特別配当を実施させていただきたいと存じます。

本議案に係る剰余金の配当（特別配当）は、本公開買付けの成立、第1号議案の資本金の額の減少の効力発生並びに第2号議案の資本準備金及び利益準備金の額の減少の効力発生を条件として効力が生じるものといたします。

なお、当社取締役会は、2020年2月7日を本特別配当の基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者をもって、本特別配当の支払いを受けることができる権利者とする旨を決議しております。

1. 剰余金の処分に関する事項

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 5,153,000,000円

配当準備金 171,755,685円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 5,324,755,685円

2. 特別配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金631円

配当総額 20,579,617,621円

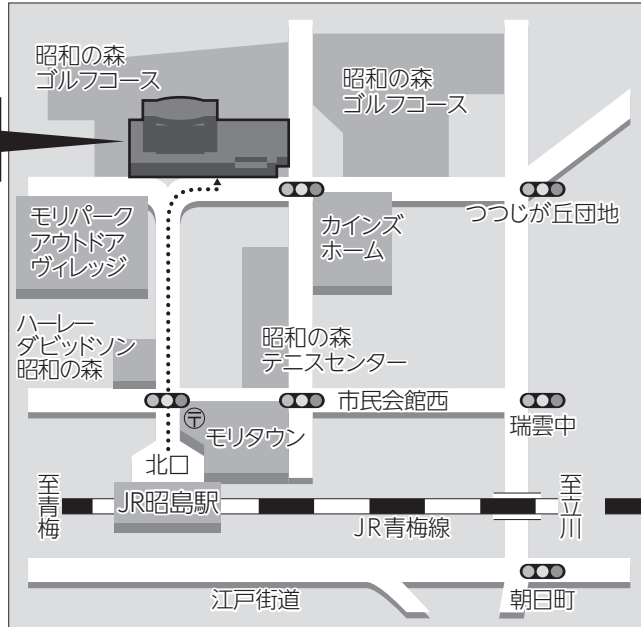
なお、1株当たりの配当の内訳につきましては、繰越利益剰余金から金409円、その他資本剰余金から金222円の計金631円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年3月18日

以 上

株主総会会場ご案内図



東京都昭島市拝島町4017-3

フォレスト・イン 昭和館

1階「桜林」

電話番号042-542-1234(代)

—交通のご案内—

●電車をご利用の場合

東京駅よりJR中央線・青梅線の特別快速にて約1時間

JR青梅線「昭島駅」下車、北口より徒歩約7分です。

※シャトルバスを運行しております。

(昭島駅発 11時45分、55分

12時5分、15分、25分、35分、45分)

●お車をご利用の場合

中央自動車道「八王子I.C.」より約20分です。

中央自動車道「国立府中I.C.」より約30分です。

圏央道「あきる野I.C.」より約20分です。

国道16号、五日市街道、新(旧)奥多摩街道等の幹線道路のご利用も便利です。



環境に配慮した
FSC®認証紙を
使用しています。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。